

こうちの木を使用した住宅のための補助金 “こうちの木の住まいづくり助成事業”



【定額補助タイプ】

- ・国の補助事業と併用できるメニューを新設しました！

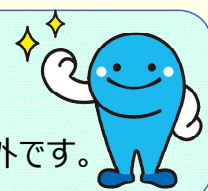
【積上補助タイプ】

- ・補助上限額が80万円から100万円にUPしました！

補助の 対象者

(個人に限ります。)

- ・自らが居住するために住宅を取得する方
 - ・自ら所有し、かつ居住する住宅のリフォームを行う方
- ※県税の滞納がない方に限ります。※賃貸を目的とするものは対象外です。



補助の対象 となる住宅

【共 通】

- ・県内に建築する住宅又は県内に存在する既存住宅であること
- ・延べ面積の過半の用途が住宅であること
- ・住宅の取得前又はリフォームの工事の完了前に申込書受理通知書の交付を受けること

・新 築 ・増 築

- ・県内産乾燥木材を工事に係る部分の基本部位に材積の80パーセント以上使用すること
- ・瑕疵担保責任保険加入住宅又は申請者が自ら施工する住宅

・リフォーム

- ・工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用すること

・内装木質化

- ・工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用すること

お問合せ 窓口

〒780-0850
高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎4階
高知県 林業振興・環境部 木材産業振興課
こうちの木の住まいづくり担当
TEL:088-821-4592

補助金交付要綱など、事業の詳細は
高知県のホームページに掲載しています。

高知県 こうちの木の住まい

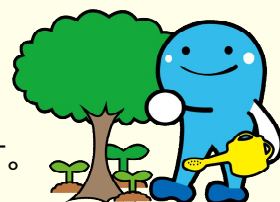


※補助金額及び申込みの流れについては、裏面をご確認ください。

各タイプの特徴

【積上補助タイプ】（既存メニュー）

- ・新築、増築、リフォーム、内装木質化のすべてにおいて利用可能です。
- ・県内産乾燥木材の使用量に応じて補助金額が上がります。（**上限100万円**）
- ・国等の他の助成事業と併用する場合は、補助対象経費を分ける必要があります。（補助対象経費が重複する場合は、積上補助タイプを利用できません。）



【定額補助タイプ】（新設メニュー）

- ・補助対象経費が重複する**国の補助事業**を利用し、**新築又は増築する場合**に限り適用できます。（国の補助事業の例：子育てグリーン住宅支援事業）

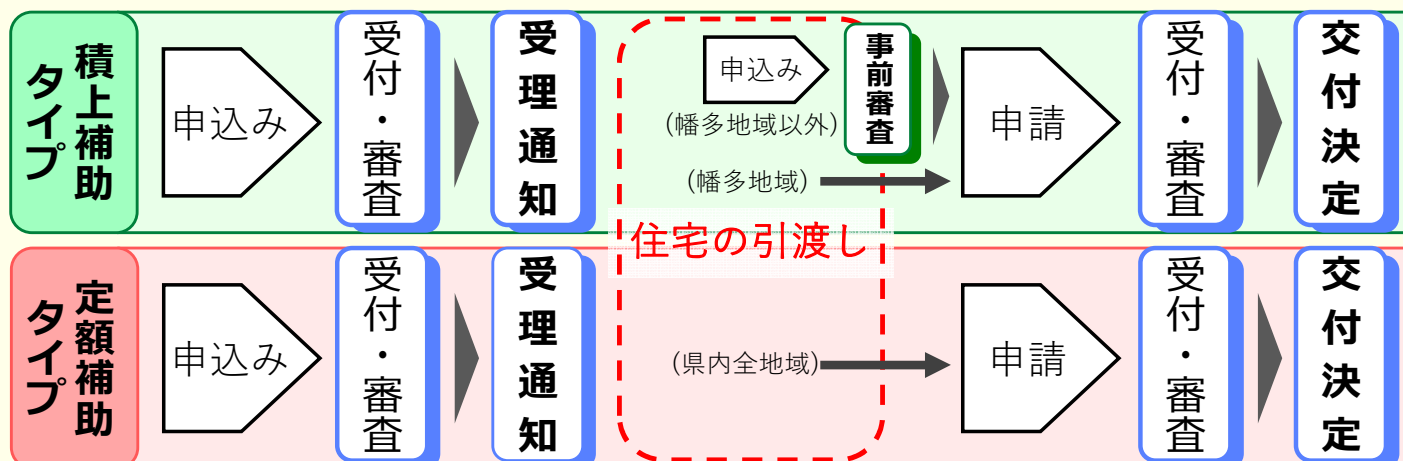
補助金額

分類	区 分			内 容 及 び 補 助 金 額	
積上補助タイプ°	(1)	基本部位・ その他の部位	県内産 JAS製品	県内産乾燥木材の使用量(m 3)×20,000円	区分(1)から 区分(5)の 合計金額による (<u>上限100万円</u>)
	(2)	基本部位・ その他の部位	県内産 JAS製品 以外	県内産乾燥木材の使用量(m 3)×11,000円	
	(3)	内装木質化		県内産乾燥木材の使用面積(m 2)×2,000円	
	(4)	長期優良認定木造住宅 加算		1 棟当たり10万円を加算	
	(5)	子育て支援加算		児童手当を受ける児童が 2 人以上いる場合、 区分 (3) により算出された金額を加算	
定額補助タイプ°				補助対象経費が重複する国の補助事業を利用して、新築又は増築 する場合は、 <u>定額10万円</u>	

（注）補助金の算定において、積上補助タイプと定額補助タイプを併用することはできません。

補助金の申込み、交付申請の流れ

- ・事業を利用される方は補助金の**交付要綱をよくご確認のうえ、住宅の引渡し前**にお申込みください。



（凡例） : 申請者 : 高知県木材産業振興課 : 公益社団法人 高知県建設技術公社